

G空間EXPO実行委員会設置要綱（案）

平成21年6月23日

（名称）

第1条 本組織の名称は、G空間EXPO実行委員会（以下「委員会」という。）とする。

（目的）

第2条 新たな産業・サービスの創出や既存のサービスの高度化・発展に資する民間の提案や創意工夫を掘り起こすため、「G空間EXPO」（以下「EXPO」という。）を企画し、その円滑な運営を図ることを目的とする。

（所掌）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- （1） EXPOの企画及び運営に関すること。
- （2） EXPOの予算及び決算に関すること。
- （3） その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第4条 委員会は、会場借上費用、各イベントの運営費用等、何らかの費用負担ができる、又は、人的支援、ノウハウ支援等、何らかの支援を寄せることができる産・学・官の団体、機関をもって構成する。

- 2 委員会には、幹事の下承を得て、オブザーバーを招致することができる。

（事務局及び幹事）

第5条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局及び幹事を設置する。

- 2 事務局は、委員会構成員の各団体・機関の事務担当者をもって構成する。
- 3 幹事は、産・学・官のとりまとめ団体・機関（複数も可）をもって構成する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、幹事が協議の上定める。

（附則）

本設置要綱は、平成21年6月23日から施行する。